農地法施行規則の一部を改正する省令

農地法施行規則（昭和二十七年農林省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（農地又は採草放牧地の権利移動についての許可申請） **第十条**　（略） ２　令第一条の規定により申請書を提出する場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一　土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。第三十条第一項第一号を除き、以下同じ。） 二～十　（略） （農地又は採草放牧地の権利移動の制限の例外） **第十五条**　法第三条第一項第十六号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一～六　（略） 七　電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第十七号に規定する電気事業者（同項第三号に規定する小売電気事業者を除く。以下第四十七条第六号ト及び第五十七条第六号トを除き「電気事業者」という。）が送電用若しくは配電用の電線を設置するため、又は同項第十五号に規定する発電事業者がプロペラ式発電用風力設備のブレードを設置するため民法第二百六十九条の二第一項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利を取得する場合 八～十三　（略） （農地を転用するための許可申請） **第三十条**　（略） ２　申請に係る事業が営農型太陽光発電（農地に簡易な構造で、かつ、容易に撤去できる支柱を立てて、一時的に農地を農地以外のものにし、上部空間に太陽光を電気に変換する設備（以下「営農型太陽光発電設備」という。）を設置し、営農を継続しながら発電を行うことをいう。）を目的とする場合においては、前項各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一　営農型太陽光発電設備その他営農型太陽光発電に必要な設備に係る設計図 二　営農型太陽光発電設備の下部の農地（以下「下部の農地」という。）における栽培計画、収支の見込みその他の事項について記載した営農に関する計画 三　営農型太陽光発電設備の設置による下部の農地における営農への影響の見込み及びその根拠となる次に掲げるいずれかの事項を記載した書類（当該申請に係る農地が所在する市町村の区域内において栽培されていない農作物又は生産に時間を要する農作物を栽培する場合にあつては、ロに掲げる事項を記載した書類及び当該申請前に、当該申請に係る農地が所在する市町村の区域内の農地において試験的に栽培していた当該農作物に係る栽培実績書又は当該農作物を栽培する理由を記載した書類） イ　下部の農地で栽培する農作物について、当該申請に係る農地が所在する市町村の区域内における生産量及び品質に関するデータ ロ　下部の農地において栽培する農作物について必要な知見を有する者の意見 ハ　当該申請に先行して下部の農地において耕作の事業を行う者の栽培実績	（農地又は採草放牧地の権利移動についての許可申請） **第十条**　（略） ２　令第一条の規定により申請書を提出する場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一　土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。第三十条第一号を除き、以下同じ。） 二～十　（略） （農地又は採草放牧地の権利移動の制限の例外） **第十五条**　法第三条第一項第十六号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一～六　（略） 七　電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第十七号に規定する電気事業者（同項第三号に規定する小売電気事業者を除く。以下「電気事業者」という。）が送電用若しくは配電用の電線を設置するため、又は同項第十五号に規定する発電事業者がプロペラ式発電用風力設備のブレードを設置するため民法第二百六十九条の二第一項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利を取得する場合 八～十三　（略） （農地を転用するための許可申請） **第三十条**　（略） （新設）